

**堺発オリジナル商品
魅力アップ支援事業**

新しく魅力的な商品の開発にチャレンジする企業を
応援します。

募集要項

締切: 10月14日(金)

公益財団法人 堺市産業振興センター

〒591-8025 堺市北区長曾根町18-3-5

TEL : (072) 255-6700 FAX : (072) 255-1185

URL : <http://www.sakai-ipc.jp/> / E-mail: keiei_shien@sakai-ipc.jp

1 目的

堺のものづくり企業が新たに開発した新商品をマーケティングやデザインの視点からサポートします。審査の上、認定された企業に対して、専門家を企業に派遣し、改善提案と実践的な支援を行うことで、魅力ある優れた商品の創出と販売促進を支援します。

2 支援内容の概要

計画認定された企業へは、企業のニーズに応じて以下のような支援メニューを順次提供していくことで、商品認定に導きます。

	支援内容
計画のブラッシュアップ	事業計画全体を俯瞰し、実効性の高い計画を策定
デザイナー派遣	課題に応じて適切なデザイナーを派遣
専門家派遣	マーケティング、組織作りなど事業計画に合わせた専門家の派遣
マッチング支援	大手企業・中小企業とのビジネスマッチング支援
技術開発支援	大学・公設研究機関との連携支援
販路開拓支援	展示会出展支援、ホームページ作成支援 等
公的機関事業等への推薦	経済産業省・大阪府の顕彰事業等への推薦 等

3 企業負担金

10万円

4 応募対象

- 対象事業 自社商品の開発計画を有し、その商品および販売方法などで優位性が認められるもので、商品価値向上のために、とりわけデザイン面で差別化を図ろうとするもの。
- 対象事業者 堺市内の本社又は主たる事業所（工場等の生産・開発を行う事業所）において、1年以上事業を営む中小企業者とする。
- 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、みなし大企業は除く。
- みなし大企業とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- 1 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する。
 - 2 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する。
 - 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

5 応募から商品認定までの流れ（予定）

	16年9月	10月	11月	12月	17年1月		18年3月
応募	→	10/14					
計画審査		10月下旬					
計画ブラッシュアップ			→				
計画実施 (専門家の派遣等)					デザイナーの派遣 ほか各種優遇支援		→
商品審査・認定							商品審査 認定 →

※ 専門家の派遣時には当センター職員が同行します。

※ 審査会での審査・選考があります。

6 計画評価

- 計画の審査・評価基準
 - ① 開発商品の新規性・優位性
 - ② 開発体制
 - ③ 開発計画の実現性
 - ④ 経営に関する項目

7 商品評価・認定

- 商品の審査・評価基準
 - ① 計画の達成度
 - ② 商品の完成度
 - ③ 販売計画の実現性

8 応募方法

(1) 申請書類

申込書（堺発オリジナル商品魅力アップ支援事業 申請書）

※ 申込書は当センターのホームページ(<http://www.sakai-ipc.jp/>)からダウンロードできます。

(2) 添付書類

- ① 会社概要、取扱製品・商品パンフレット 等

(3) 申請上の注意

- ・ 申請書類と添付書類の提出は、**持参又は郵送**とします。
- ・ 申請書類と添付書類に欠落・添付漏れ等不備のない場合に受理します。
- ・ 申請書類は審査にのみ使用し、外部に漏らすことはありませんので、出来るだけ詳細にわかりやすくご記入ください。なお提出いただいた申請書類は、返却致しませんのでご了承ください。
- ・ 会社案内、説明資料を添付する場合は、できるだけ「A4版」に統一してください。

(4) 申請受理後の書類提出について

計画を審査する上で、「営業に際して必要な許認可・届出書の写し」「知的所有権等に関する書類」等が必要と判断した場合は、申請受理後であっても書類に加えて提出をお願いする場合がありますので、ご協力願います。

8 認定後の協力依頼について

認定後、次の事項についてご協力ください。

- (1) 認定事業の進捗状況についてご報告ください。
- (2) 事業開始、商号・代表者や住所を変更した場合、書面でご報告ください。
- (3) その他、当センターの事業に対し、ご協力をお願いすることがあります。

9 支援メニューの利用の手続き等

認定後、各支援メニューの利用申込・諸手続に関する要領は、別途文書でご案内します。

10 個人情報保護について

ご提出いただきました個人情報は当センターが実施する支援事業の情報提供の範囲内で利用させていただきます。

11 申込及びお問い合わせ先

公益財団法人 堺市産業振興センター

〒591-8025

堺市北区長曾根町183-5

TEL : (072) 255-6700 FAX : (072) 255-1185

URL : <http://www.sakai-ipc.jp/>

E-mail : keiei_shien@sakai-ipc.jp

